

社会福祉法人三重県社会福祉協議会

福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱

第1 事業の目的

介護人材等を着実に確保していくために、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したもの（以下「福祉系高校」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸し付けを実施し、若者の福祉・介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

第2 実施主体

本事業は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 貸付対象者、貸付期間及び貸付額

貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 1 貸付対象者は、三重県内における福祉系高校に在学し、同校から推薦があった者とする。
- 2 貸付期間は、福祉系高校に在学する期間とする。ただし、県社協会長（以下「会長」という。）が病気等やむを得ないと認めた理由により留年した期間については、これを含める。
- 3 修学資金の貸付上限額は次の（1）から（4）の合算額以内とする。
 - （1）修学準備金 30,000円以内（入学時の貸付に限る。）
介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学にあたっての必要な準備経費
 - （2）介護実習費 30,000円以内（1年度当たり）
介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等に必要経費
 - （3）国家試験受験対策費用 40,000円以内（1年度当たり）
民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費等の経費
 - （4）就職準備金 200,000円以内（卒業時の貸付に限る。）
福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

第4 貸付の申請

- 1 申請者は、次の書類を福祉系高校に提出して申請手続きを行う。
 - （1）福祉系高校修学資金貸付申請書（第1号様式）
 - （2）個人情報の取扱いに関する同意書（第3号様式）

- 2 福祉系高校は、申請書に学校長の推薦状（第2号様式）を添えて県社協に提出するものとする。

第5 保証人

本事業においては、法定代理人が保証人となることとし、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

第6 貸付の決定

- 1 会長は、申請書を受理したときは貸付の要件を満たしているかを精査し、貸付けの適否を決定し、結果を福祉系高校へ通知するものとする。
本人への通知書は、福祉系高校を通じて交付するものとする。
- 2 会長は、1の選考結果により本資金の貸付けの適否を決定したときは、速やかに貸付決定通知書（第4号様式）又は貸付不承認通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

第7 借用書の提出

本事業の貸付けを決定された者（以下「借受人」という。）が第6の2により貸付決定通知書を受け取ったときは、通知を受けた日から15日以内に収入印紙を貼付した福祉系高校修学資金借用書（第6号様式）を県社協に提出しなければならない。

第8 貸付方法及び利子

- 1 貸付金の交付は借受人が指定した金融機関口座へ振り込みにより行う。
- 2 貸付決定にかかる1年度あたりの総額を会長の定める期日に一括交付するものとする。
- 3 貸付は無利子とする。

第9 貸付の辞退

借受人は、本事業の貸付決定を辞退しようとするときは、貸付辞退届（第7号様式）を県社協に提出しなければならない。

第10 貸付の取り消し及び休止

- 1 借受人は、次の（1）から（5）のいずれかに該当する事情が生じた場合には、その旨を直ちに県社協に届け出なければならない。
 - （1）退学したとき。
 - （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
 - （3）学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - （4）死亡したとき。
 - （5）その他貸付事業の目的を達する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 会長は、借受人から届け出等により1の(1)から(5)のいずれかの状態であると確認できた場合は、本事業の貸付を取り消し、貸付取消通知書(第8号様式)により借受人及び連帯保証人に通知するものとする。
- 3 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分が年度の全期間に及ぶ場合は当該年度分の修学資金の貸付けを行わないものとする。

第11 返還の債務の当然免除

会長は、借受人が次の(1)又は(2)に該当する場合、返還の債務を免除する。

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、三重県内において居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。)を実施する事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等(法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。)の業務である者(以下「介護職員等」という。)として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等の業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、3年(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、三重県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入するものとする。

なお、「3年」の計算については、在職期間が勤務を開始した日の属する月から勤務しなくなった日の前日の属する月までの月数(36月以上)によるものとし、業務に従事した期間が540日以上とする。

介護職員等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町村及び有料職業紹介所の登録期間を含めることとし、同時に2以上の市町村等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

また、介護職員等の業務に従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、介護職員等の業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

上記の他に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、本規定における「卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。

- (2) 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。

第12 当然免除申請及び承認決定等

- 1 借受人は、第11の返還の債務の当然免除を受けようとするときは、返還免除申請書(第9号様式)に、次の(1)から(3)のいずれかに該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。

ただし、借受人が申請できない状況にあるときは、法定代理人が行うものとする。

(1) 業務従事期間証明書(第21号様式)

(2) 医師の診断書

(3) その他、免除の申請に必要な書類

- 2 会長は、1の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を免除することが適当であると認めるときは、返還免除承認通知書(第11号様式)により、当該免除することが適当でないと認めるときは、返還免除不承認通知書(第12号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

第13 返還の債務の裁量免除

- 1 会長は、借受人が次の(1)から(3)のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を(1)から(3)に定める範囲内において免除できるものとする。

ただし、裁量免除は借受人、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用することとする。

- (1) 借受人が死亡、又は障害により貸付額を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

- (2) 借受人ならびに連帯保証人が長期間所在不明となっており、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

- (3) 借受人が三重県内において本事業による貸付けを受けた期間以上、介護職員等の業務に従事したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

また、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な理由がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

- 2 裁量免除の額は、三重県内において、介護職員等の業務に従事した期間を本事業による貸付けを受けた期間の2分の3に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とすること。

第14 裁量免除申請及び承認決定等

1 借受人は、第13の返還の債務の裁量免除を受けようとするときは、返還裁量免除申請書（第10号様式）に、次の（1）から（3）のいずれかに該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。ただし、借受人が申請できない状況にあるときは、法定代理人が行うものとする。

- （1）業務従事期間証明書（第21号様式）
- （2）医師の診断書
- （3）その他、免除申請に必要な書類

2 会長は、1の申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を免除することが適当であると認めるときは、返還免除承認通知書（第11号様式）により、当該免除することが適当でないと認めたときは、返還免除不承認通知書（第12号様式）により、当該申請した者に通知するものとする。

第15 返還

借受人が、次の（1）から（5）のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、原則としてその事由が生じた日の属する月の翌月から返還を開始し、福祉系高校において貸付けを受けた期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払い方式等により返還しなければならない。

- （1）貸付契約が解除されたとき。
- （2）福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- （3）福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、三重県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- （4）三重県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- （5）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

第16 返還明細書

本事業の返還をしなければならない借受人（返還すべき債務の履行の猶予を受けている者を除く。）は、返還明細書（第13号様式）を県社協に提出しなければならない。

第17 福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業への移行

1 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、介護職員等の業務に従事せず、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知）の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務から介護職員等の業務を除いた範囲の業務（以下「指定業務」という。）に従事した場合は、

福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行する。

また、介護職員等の業務に従事した後、3年を経過するまでに、指定業務に従事した場合も同様とする。この場合は、介護職員等の業務に従事した期間は、返還免除対象期間に算入するものとする。

- 2 会長は、借受人が提出した業務従事届（第18号様式）に基づいて、移行手続きを行うものとし、移行手続きを完了した場合は、その旨を借受人に通知する。
- 3 上の1に該当する者は、本要綱においては、上の1を除いて第11に定める介護職員等の業務を上の1に定める指定業務に読み替えて適用するものとする。

第18 福祉系高校卒業後、進学した場合の取扱い

福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学した場合（この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。）大学等を卒業するまでの間、第11、第15に係る手続きを猶予することとし、大学等を卒業後に第11、第15、第17（1において先述の通り読み替え運用を除く。）における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えて運用すること。

第19 返還の債務の履行猶予

1 当然猶予

会長は、借受人が貸付契約を解除された後も引き続き、貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。

2 裁量猶予

会長は、借受人が次の（1）から（4）のいずれかに該当する場合には、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

（1）三重県内において介護職員等の業務に従事しているとき。

（2）大学、専門学校等（以下「大学等」という。）に進学したとき。

なお、大学等を卒業後に第11、第15における「福祉系高校を卒業した日」を「大学等を卒業した日」に読み替えるものとする。

（3）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合に、次年度の国家試験受験資格（見込みを含む。）取得後5回目に行われる国家試験までとする。

（4）災害、疾病、負傷、出産・育児、介護、その他やむを得ない事由があるとき。

第20 返還猶予申請及び承認決定等

- 1 借受人は、第19の返還の債務の履行猶予を受けようとするときは、返還猶予申請書（第14号様式）に次の（1）から（4）に該当するその事実を証明する書類を添えて、県社協に提出しなければならない。

- (1) 業務従事届（第 18 号様式）
- (2) 大学等の在学証明書
- (3) 国家試験再受験誓約書（第 19 号様式）
- (4) ア 罹災証明書
イ 医師の診断書
ウ 出産・育児については母子手帳の写し等
エ 要介護認定結果の写し等
オ その他、やむを得ない事由を証明する書類

2 会長は、申請による事実が確認され、本事業資金の返還すべき債務の履行を猶予することが適当であると認めるときは、返還猶予承認通知書（第 15 号様式）により、当該猶予することが適当でないと認めるときは、返還猶予不承認通知書（第 16 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

第 21 延滞利子

借受人が正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

第 22 期間の計算方法

- 1 本事業の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる従事期間の計算は、指定業務等に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。
- 2 ホームヘルパー等の業務に従事した期間を計算する場合には、ホームヘルパー等として市町等に継続して登録せず、又は 15 日以上介護等の業務に従事しなかった月については、返還免除対象業務に従事した期間には算入しないものとする。この場合において、同一の期間に 2 つ以上の市町等において業務に従事したときは当該期間を 1 つの期間として計算し、通算しないものとする。
- 3 1 の規定により指定業務等に従事した期間を計算する場合は、当該期間中に休職又は停職の期間がある時は、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した日の属する月において再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一月として計算するものとする。
- 4 年数に関することは、別表に定める方法に基づいて算定する。

第23 その他の届出

- 1 借受人は、在学中に次の（１）から（３）のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。
 - （１）氏名又は住所を変更したとき。（住所・氏名変更届（連帯保証人を含む）第23号様式）
 - （２）退学、休学・停学又は留年したとき。（退学・休学・停学・留年届（第24号様式）
 - （３）復学したとき。（復学届第25号様式）
- 2 借受人は、卒業後、当然免除を受けるまで又は返還が完了するまでの間、次の（１）から（８）のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに次の書面を会長に提出しなければならない。
 - （１）氏名又は住所を変更したとき。（住所・氏名変更届（連帯保証人を含む）第23号様式）
 - （２）福祉系高校を卒業したとき。（卒業届第26号様式）
 - （３）介護福祉士の登録を受けたとき。（介護福祉士登録届第27号様式）
 - （４）業務従事先を変更したとき。（業務従事先変更・退職届第20号様式）
 - （５）業務従事先を退職したとき。（業務従事期間証明書（第21号様式）
 - （６）卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、介護職員等の業務に従事する意思があるとき。（業務従事延期届第22号様式）
 - （７）連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。（住所・氏名変更届（連帯保証人を含む）第23号様式）
 - （８）連帯保証人が死亡したとき。（死亡届第28号様式）
- 3 借受人は、卒業後、当然免除を受けるまで毎年4月1日の状況を4月1日から4月30日の間に就労状況等について業務従事届（第18号様式）を会長に提出しなければならない。
- 4 借受人が死亡したときは、戸籍法に基づく死亡届出義務者は、事実を証する書類を添えて直ちに死亡届（第28号様式）を会長に提出しなければならない。

第24 借受人及び連帯保証人の責務

借受人及び連帯保証人は、会長から貸付の要件等に関する問い合わせを受けたとき、各種証明書類の提出又は報告の提出を求められたときは、回答又は提出及び報告を行わなければならない。

第25 報告

福祉系高校は、年に1回会長が定める月の1日現在の借受人の在籍状況について、当該月末までに在籍状況報告書（第17号様式）に記載し会長に提出しなければならない。

第26 会計経理

- 1 県社協は、本事業の会計経理を明確にしなければならない。

- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に収納した返還金は、前項に規定する当該事業の会計区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点において県社協が保有する資金の残額及びその年度以降、毎年度その年度において返還された貸付額に相当する金額を毎年度、三重県に返還するものとする。

第27 雑則

この要綱に定めるもののほか、本事業の資金の貸付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

第1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 年数の考え方（第 11、第 22 関係）

3年	在職期間が通算 1095 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 540 日以上
2年	在職期間が通算 730 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 360 日以上
1年	在職期間が通算 365 日以上であり、かつ、業務に従事した期間が 180 日以上

※ 有給休暇・生理休暇・産前産後休暇については在職期間に算定し、業務に従事した期間には算定しないものとする。それ以外の休暇・休業については、在職期間・業務に従事した期間のいずれにも算定しないものとする。